

3 家族の呼寄せ

中国残留邦人等の援護は本来残留邦人本人を対象としているが、従来からの扶養関係を考慮し、同行する配偶者や未成年の子等の扶養家族についても援護の対象としている。

また、高齢の中国残留邦人等は、本人と配偶者のみでは帰国後安定した生活を営むことが困難なため、平成9年度からは、55歳以上の中国残留邦人等を扶養するために同行する成年の子1世帯についても援護の対象とした。

したがって、援護対象外の家族を呼び寄せる場合は、同行した成年の子1世帯が自立したうえで呼び寄せるように、中国残留邦人等に対して指導している。

4 一時帰国援護の概要

(1) 中国からの個別一時帰国援護

昭和48年10月から親族訪問、墓参等の目的で身元判明孤児を含む中国残留邦人が日本に一時帰国する場合には、その往復の旅費を1回のみ負担してきたが、その後、帰国の対象範囲を逐次改善している。

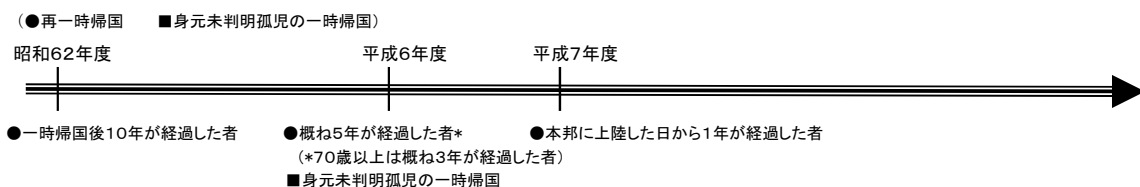
ア 再一時帰国援護

「もう一度親族訪問をしたい」「もう一度墓参をしたい」などの希望が多数寄せられるようになったことから、昭和62年度から、一時帰国後概ね10年を経過した者に対して再度の一時帰国援護を行うことになった。

さらに平成6年度からは概ね5年を経過（70歳以上の中国残留邦人は概ね3年を経過）した者に、平成7年度からは本邦に上陸した日から1年を経過した者に改正されている。

イ 身元未判明孤児の一時帰国援護

身元未判明孤児は親族訪問、墓参等を目的とする一時帰国援護の対象とならなかったが、「もう一度祖国を訪問したい」「帰国した友人と再会したい」などの希望が多数寄せられるようになったこと、また、一時帰国ができないために無理に永住帰国するというような事態を避けることから、祖国訪問という位置づけで平成6年度から身元未判明孤児の一時帰国（再一時帰国）援護を行っている。



(2) 集団一時帰国援護

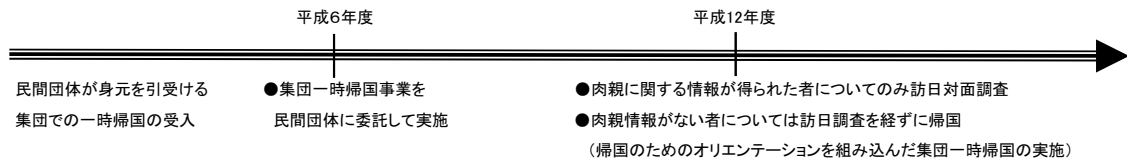
ア 中国からの集団一時帰国援護

当初、一時帰国援護は、在日親族からの申請に基づき個別に行われていたが、年月の経過とともに在日親族の死亡、世代交代等、受入れ側の事情が変化してきたことから、在日親族の受入れができない事例が多くなった。

このように、中国残留邦人が希望しても一時帰国がままならない状況のため、民間団体による集団一時帰国が広く行われるようになった。

これらの状況を踏まえ平成6年度から集団一時帰国事業を民間団体に委託して実施している。

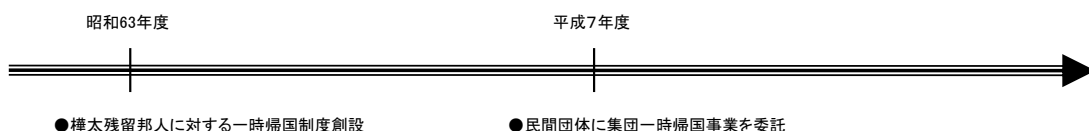
また、平成12年度から、集団による訪日調査に代えて、肉親に関する情報が得られた者のみ訪日対面調査を行うこととし、肉親情報がない者は訪日調査を経ずに帰国できる方法に改めたことから、これらの者に対して、訪日の機会がなく日本の事情も知らずに永住帰国する弊害を少なくするために、「帰国のためのオリエンテーション」を組み込んだ集団一時帰国援護を実施している。



イ 樺太等からの集団一時帰国援護

樺太等残留邦人は昭和63年から一時帰国が行われていたが、出入国手続き等が複雑であること、在日親族との文通等の連絡・相談に時間がかかることなどから、民間団体によって平成2年度より集団一時帰国が行われるようになった。平成7年度からは、毎年一時帰国する者が多く見込まれること、在日親族の受入れなどが困難になってきていることから、一時帰国者の円滑な受け入れを図るため、民間団体に集団一時帰国事業を委託して実施している。

また、平成12年度から、樺太等残留邦人の現地での消息調査や帰国希望者の把握も上記団体に委託して実施している。



(3) 一時帰国旅費の支給対象者（支援法第17条、支援法施行規則第21条、22条）

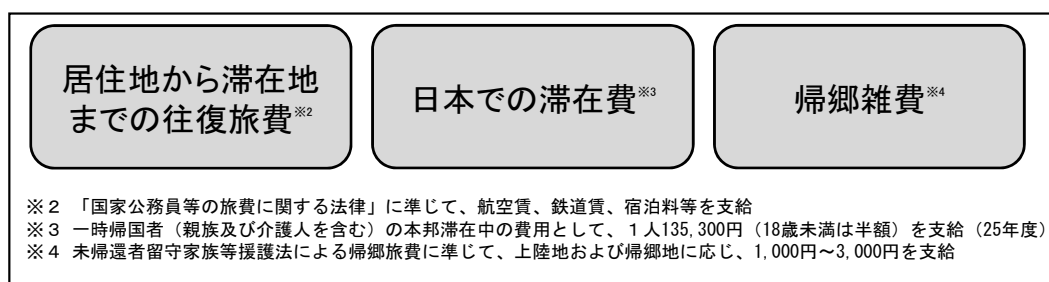
中国残留邦人等本人が一時帰国をするに当たっては、

- ア 18歳未満の子（配偶者がないものに限る。）
- イ 本人が介護を必要とする場合は介護人1人を同行することができる。



(4) 援護の内容

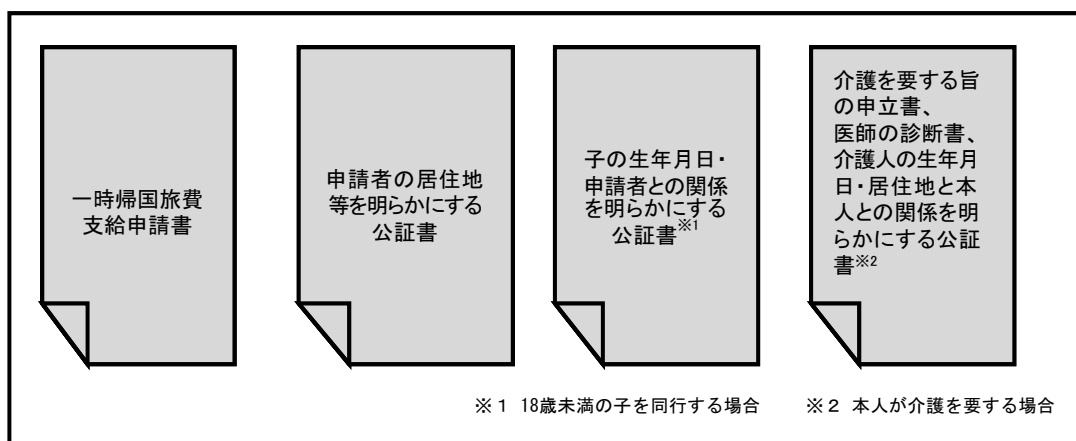
- ア 中国等の居住地から日本の滞在地までの往復旅費（支援法第17条、支援法施行規則第23条）
- イ 日本での滞在費（平成7年3月31日社援発第215号厚生省社会・援護局長通知）
- ウ 帰郷雑費



(5) 申請手続き（支援法施行規則第20条）

帰国旅費支給申請の手続きは、「一時帰国旅費支給申請書」に次の書類を添えて、中国残留邦人等本人が厚生労働省に提出することになっている。

- ア 申請者の生年月日と居住地を明らかにする公証書
- イ 18歳未満の子を同行する場合は子の生年月日、居住地や申請者との関係を明らかにする公証書
- ウ 本人が介護を必要とする場合は、その旨の申立書、医師の診断書、介護人の生年月日、居住地と本人との関係を明らかにする公証書



(6) 親族訪問に関する調査等の実施

親族訪問を希望している中国残留邦人等の親族の消息調査と、親族訪問受入れの親族の意向調査、戸籍（除籍）抄本（1部）の送付を本籍地都道府県に依頼している。

調査依頼等を受けた都道府県は親族訪問の可否を調査し、戸籍（除籍）抄本と併せ速やかに厚生労働省に回答願いたい。

※訪問を希望している親族が本籍地都道府県以外に居住している場合は、当該居住地都道府県に調査を依頼している。

(7) 旅費支給決定後の手続き

厚生労働省では一時帰国旅費の支給を決定した際は、「支給決定通知書」と戸籍（除籍）抄本を本人に送付しており、中国残留邦人等とその介護人等は、中国等からの出国と日本への入国に関する手続きを行う際にこれらの書類を大使館・領事館に提示することになっている。



本籍地と滞在先の都道府県には支給決定通知書の写しを送付しているので、当該都道府県は、中国残留邦人等の受入れ等に配慮願いたい。

(8) 再渡航（中国等に戻る）手続き

個別一時帰国者の滞在先の都道府県に「滞在地から居住地までの旅行の日程等に係る届出書」と旅券の写しを厚生労働省へ提出するように依頼している。

厚生労働省は、この届け出に基づいて、復路の航空券と中国等国内旅費を再渡航前に支給するように手続きを進めることにしているので、本邦帰国後は速やかに届出書を提出するよう配慮願いたい。

